

第23回参議院議員通常選挙が行われます

投票日は7月21日(日)の予定です

投票できるかたは

投票日が7月21日(日)の場合、平成25年4月3日以前から引き続き白鷹町の住民基本台帳に登録されているかたで、平成5年7月22日以前に生まれたかたが投票できます。

なお、平成25年4月4日以降に白鷹町に転入されたかたは、以前の住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票時間は

午前7時から午後8時まで
(黒鴨、針生投票区は午前7時から午後7時まで)

投票にあたっての注意事項

◇投票用紙の書き方

はじめに、山形県選出議員選挙の投票を行います。投票用紙(薄い黄色)には候補者1人の氏名を書き、投票箱に投票してください。

て記載する制度です。本人による申し出が必要ですので、ご希望のかたは投票所の受付に申し出てください。

期日前投票ができます

◇期日前投票とは

選挙は、投票日に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票は、投票日前であっても、投票日と同じように投票を行うことができる制度です。

◇期日前投票の場所と日時

▼場所 中央公民館1階文化実習室

▼日時 7月5日(金)から7月20日(土)まで(時間は午前8時30分から午後8時まで)

※告示日の翌日などで入場券が届いていない場合でも期日前投票をすることはできますので、その場合は期日前投票所の受付に申し出てください。

不在者投票ができます

業務に従事するため他の市町村に滞在されているかたは、従来の不在者投票と同じよう

に、滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができます。この場合、郵便で投票用紙を請求してから投票していただくことになるため郵便の往復に日数がかかりますので、お早めに請求の手続きを行ってください。

また、不在者投票ができる施設として指定されている病院等に入院・入所中のかたは、その場所(施設内)で不在者投票ができますので、それぞれの施設の職員に申し出てくださいます。

【町内の指定施設】

○白鷹町立病院

○白光園

○マイスカイ中山

(町外の指定施設につきましては各施設にお問い合わせください。)

郵便等による不在者投票について

身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢等の障害の程度が1級若しくは2級のかた、内臓機能の障害の程度が1級若しくは3級のかた、免疫等の障害の程度が1級から3級のかた、戦傷病者手帳をお持ち

ちのかたで、両下肢若しくは体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までのかた、内臓機能の障害の程度が特別項症から第3項症までのかた、または介護保険法上の要介護者で要介護5のかた(いずれも自書することが可能なかた)を対象とし、投票所へ行くことなく自宅でも投票できる制度のことです。

また、代理記載の方法により自宅で投票もできます。ただし要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

なお、自宅で「郵便等による不在者投票」をするためには選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要になりますので、希望されるかたはお早めに申請の手続きを行ってください。また、以前取得されたかたでも有効期限がありますので必ずご確認ください。

■問い合わせ

白鷹町選挙管理委員会事務局
☎85-16120